

## 第五十回 帝國議院 淸國及朝鮮國在留帝國臣民取締法廢止法律案

(柏田忠一君  
外一名提出)

(同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟女  
ニ因リ損害ヲ被リタル帝國臣民ノ救恤ニ關ス  
レ法律案(政府提出)、賠償金特別計画法  
案(牧山耕藏君外十三名提出))

## 委員會議錄第五回

大正十四年三月二十日(金曜日)午後二時五十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 田中 萬逸君

理事 來栖 七郎君

橋本 嘉造君 神田 正雄君

永田 善三郎君 金光 康夫君

長峰 與一君 山口 政二君

佐々木平次郎君

同月十二日委員長峰與一君辭任ニ付其ノ補闕トシテ東鄉實君ヲ今二十日委員柏田忠一君東鄉實君來栖七郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ金光庸夫君長峰與一君高木音藏君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ

(牧山耕藏君外十三名提出)ノ審查ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

外務參與官 永井柳太郎君

外務省條約局長 山川 端夫君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リ損害ヲ被リタル帝國臣民ノ救恤ニ關スル法律案(政府提出)

賠償金特別會計法廢止法律案(政府提出)

○田中委員長 是ヨリ開會致シマス、  
會議ニ付スベキ議案ハ、同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リ  
損害ヲ被リタル帝國臣民ノ救恤ニ關スル法律案、政府提出、先づ此案ヲ議題ト  
致シマス、御意見ハ別ニアリマセヌカ  
レバ質問ガアルナラバ簡潔ニ願ッテ、ソ  
レバ打切ルコトニ致シマス、若シ無ケ  
○佐々木委員 今ノハ救恤案ダケデア  
リマスカ

○田中委員長 此審議ヲ進行スル爲ニ  
救恤案ダケヲ議題ニ供シテ居リマス  
○永田委員 質疑ガアリマセヌデシタ  
ラ、直ニ討論ニ移ッテ戴キタイト思ヒマ  
ス

同月十二日拓殖省設置ニ關スル建議案  
(牧山耕藏君外十三名提出)ノ審查ヲ本  
委員ニ付託セラレタリ

○橋本委員 此前ニ私ハ戰爭ニ因リテ  
擊沈セラレタル船舶ニ對シテ賠償ヲシ  
タ例ガナイト云フコトヲ政府當局カラ  
申サレマシタカラ、私ハ實例ヲ舉ゲテ  
御尋致シマシタガ、ソレニ對シテ御回  
答ガナイヤウデゴザイマセカラ、其回  
答ヲ希望致シマス

○山川政府委員 此前申上ゲマシタ通  
ニ日露戰爭ノ當時ニ敵艦カラ擊沈セラ  
レタモノハ三十餘隻ニナツテ居リマス  
ガ、何レモ賠償ト云フヤウナ事實ハア  
リマセヌ

○橋本委員 只今ノ政府委員ノ御答辯  
ハ違ツテ居ルヤウニ思ヒマス、露國カラ  
賠償金ヲ取ッテ、ソレヲ之ニ充テ、居ル  
ヤウニ思ヒマスガ

○山川政府委員 私ハ極ク正確ナル事  
モアリマスガ、是ハ極ク少數デアリマ  
ス、政府デ保険ヲ負擔シタトカ云フヤ  
居リマス、是ハ勿論一隻デアリマセヌ、  
多クノ船ニ付テノ調査デアリマスガ、  
其中ニ保険金ヲ全然附シナカッタモノ  
モアリマスガ、是ハ極ク少數デアリマ  
ス、政府デ保険ヲ負擔シタトカ云フヤ  
ウナ問題ハ細カナ點デアリマスガ、今  
一寸ハッキリ致シマセヌガ……

○橋本委員 四千七百萬圓ノ保険金  
ハ、個人船主デ外國ノ保険會社ト契約  
シタモノモ這入ッテ居ルト思ヒマスガ、  
ソレニ相違アリマセヌカ

○山川政府委員　日本政府ノ負擔ト外國保険會社ノ負擔ヲ各別ニ御示シヲ願ヒタ  
イト思ヒマス

○山川政府委員　何レ後デ調べテ差上  
ゲマセウ

○橋本委員　船舶ノ損害ニ對シテハ、  
明ニ潛航艇ニヤラレ、或ハ其外ノモノ  
モアリマセウガ、或ハ沈沒シ、或ハ失踪  
ノ原因ノ分ラヌ船ガ大分アリマスガ、  
ソレ等ノモノ、損害要求書ハ外務省ニ  
行ツテ居ルヤウニ思ヒマス、ソレ等ノモ  
ノニ對シテハ政府ハドウ云フ御考デア  
リマスカ、是モ戰時船舶ノ損害トシテ  
幾ラカ救助ニナル御意思デアリマセウ

○山川政府委員　其救助ノ問題ハ對獨  
講和條約第八編第一款ニアリマス、第  
一附屬書中ニ掲ゲテアル項目ニ當ルモ  
ノニ救恤金ヲ與ヘルノデアリマス、各  
船舶ナリ個人ノ損害トシテ此前申出テ  
アリマスガ、此法律案ガ御協賛ヲ得テ  
愈々之ヲ實行スルコトニナルト、政府ノ  
考デハ更ニ外務省令等ニ於テ此法律ノ  
規定ニ當ル損害ヲ受ケタ人カラ見積書  
ヲ出サセテ、ソレヲ審査會ニ於テ慎重公  
正ニ論ジテ此問題ヲ決メヤウト思ヒマ  
ス、此際各個ノ船ニ付テ意見ヲ申述べ  
額全體デアリマス、併セテ申シタ次第  
デアリマス

○橋本委員　此損害ヲ受ケタ船舶ノ中ニハ農商務省ノ船舶モアツタト思ヒマス、他ニ貸付ケタ其船舶ガ損害ヲ受ケタ、ソレニ對スル救恤金ハ農商務省ニ直接オヤリニナルノデアルカ、或ハ借りタ船主ニ御渡シニナルカ、是ハ参考或ハ後日ノ證據トモナリマスカラ、成ベク間違ノナイヤウニ願ヒマス

○山川政府委員　ソレニ付テハ段々上ゲタヤウニ、此法律ガ成立シタ上ニ個人ヨリノ申出ヲ取リマシテ、ソレヲ審査委員會デ慎重ニ且公正ニ調査シタ上デ決メタイト思ヒマス、此處デ今はガ救恤ニ當ラヌトカ申上ゲルコトハ少シ早イト思フ、ソレデ當局ハ之ニ掲ゲテアル通リ對獨講和條約ニ當ルモノトシテ、ソレニ入ルカ入ラヌカト云フコトモ審査會デ能ク決メタイト云フ考デアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○橋本委員　此委員會ニ於テ御答ヲ受ケタコトハ、非公式デモアリマセズ、個人トシテデモナク、政府ノ考トシテ聞クノデアルカラ、政府委員ニ於テモ左様御承知ヲ願ヒタイト思フ、私ハ或ハ或ル方カラ個人ノ被害者ニ對スルモノモ、此際之ヲ決メテ戴イテ救恤金ヲ貰ヒタイト云フコトヲ言ツテ居ル人ガアリマス、ソレデドノ位貫ヘルカ、五千圓カラ二萬圓ト云フコトニ聞イテ居ルガサウデアルカ、ドウカ聞イテ下サイト

政府ノ御考ヲ伺ヒタイ

○山川政府委員 之ニ就テモ先程申ト  
ゲタコトヲ繰返ス外ハアリマセヌ、各個人ニ付テノ損害賠償ト申シマスカ、數恤ヲ幾ラヤルカト云フコトニ付テハ  
十分調査シテ審査會デ決定シタ上デ申  
上タイト思フ、今政府ノ意見ハ各個人ニドレダケヤルト云フコトハ決定シテ居リマセヌ、十分調ベタ上デ決メタイ  
又其決メ方モ色ニアリマセウシ、大分困難ト思ヒマスガ、極ク公平ニ決メタ  
イト思ヒマス

カラ、山川サンダケノ御考ヲ伺ヒタイ  
○山川政府委員 是ハ公式ニモ非公式  
ニモ只今申上グタ通リノ事ヲ繰返スヨ  
リ仕方ガアリマセヌ、只今申上グマシ  
タ個人損害ガ一億一千トカ、或ハ之ヲ  
幾ラトカ云フコトヲ申シマシタノハ、  
從來大體ノ申出ニ依ッテ、申出額ガ大體  
此位ニナツテ居ルト云フコトヲ申上グ  
タノデ、之ヲ實施スル時ニハ、更ニ此法  
律ノ規定ニ當リマス損害ヲ受ケタ個人  
カラ損害額ノ見積ヲ取リマシテ、サウ  
シテ漏ナク取ッテ、ソレニ付テ審査シテ  
行キタイト思ヒマス、今ノ所デハ大體  
ノ見當ハ付イテ居リマスケレドモ、未  
ダ正式ニ申シマスト、或ハ個人ノ方デ  
此條項ニ當ルモノデモ申出ガナカッタ  
モノガアルカ知レナイカラ、段々調べ  
テ行クトサウ云フノモアルヤウデアリ  
マス、大正九年五月外務省令デ出シテ  
個人ノ申出ヲ取ッテ居リマスケレドモ、  
ソレ以外ニ落チタモノモアルヤウニ思  
ハレマス、ソレデ未ダ總額モハフキリシ  
タコトハ、大體ノ見積ダケデモ決ツテ居  
ラナイ、況ヤ之ニ就テドウ云フ風ニス  
ルカ、其内容ヲ申シマスコトハ出來ナ  
イガ、審査ヲ加ヘマシタ上デ、ソレデ損  
害ノ總額ガ決スル、ソレニ對シテ五百  
萬圓ヲ割振ルト云フコトニナルノデア  
リマス、今此際各個人ニドノ位ノ見當  
デ金ヲヤルト云フコトハ、今迄ノ見積  
ガ大體ノ見當以外ニハハキリ申上グ  
ルコトハ出來ナイ、左様御承知ヲ願ヒ

マス  
○橋本委員 賠償金問題デアリマスカ

ラ、尼港ノ遭難モ矢張之ニ入ッテ居ルヤ  
ウナ考ヲ以テ段々御尋シテ參リマス  
ガ、入ッテナイト云フコトデアリマス  
ガ、併ナガラソレハ入ッテ居ルト思ヒマ  
ス、私ガ會ツタ人ハ二三年前ニ私共ハ千  
圓ノ公債證書ヲ戴キマシタ、併ナガラ  
其千圓ト云フモノハ賣リマシタ、賣ッタ  
所ガ安イ時ニ賣ツタ者ハ六百五十圓デ、  
高イ時ニ賣ツタ者ハ八百五十圓マデ賣ッ  
タ人ガアリマス、併ナガラ是デ終ルト  
云フコトハ思ハナカッタ、ソレデ更ニ追  
加ノ救恤ヲ願ツテ居ルノデアルガ、ソレ  
ニ對シテ青島ト云フモノト同様ニ、此  
調査委員會カラ是ニハ少シ餘計出シテ  
貴ヒタイ、今回ノモノニドウシテモ入ッ  
テ居ルヤウ思フカラ御調ヲ願ヒタイ、  
若シ入ッテ居ラナケレバ政府ハドウ云  
フ考デアルカ、ソレモ聞イテ吳レト云  
フコトデアッタ、ソレデ私ハソレハ別問  
題デアルカラ知ラヌト言ッタガ、ドウシ  
テモ聞イテ貴ヒタイト云フコトデアッ  
タカラ、此機會ニ伺ヒタイト思ヒマス  
○山川政府委員 尼港事件ノ事ハ此問  
題ニハ全然關係ガアリマセヌ、是ニハ  
入ッテ居リマセヌ、是ハ又別問題トシテ  
政府トシテハ考慮ハシテ居リマスガ、  
此問題ハ對獨講和條約ノ規定ニ當ルモ  
ノト、ソレカラ歐洲戰爭ノ時ニ獨逸若  
クハ獨逸ノ占領地、或ハ所屬地、サウ云  
フ所カラ引揚ゲタト云フ爲ニ生ジタ損

害、ソレニ對スル救恤ヲスルト云フダ

國ガ斯ウ云フヤウニシテ居ルカラ、日

本デモ斯ウ云フ處置ヲ取ルト云フコト

○橋本委員 是ハ簡單デスカラ其處デ

御分リニナラウト思ヒマスガ、日本政

府ノ戰時保險ニ該當シテ保險金ヲ拂ッ

ルカト云フ御質問ガアリマシタカラ、

マスカラ、取調ヲ願ヒタイト思ヒマス

○山川政府委員 是ハ後デ調ベテ申上

度ミ説明致ス通リ對獨條約ニ於テ賠償

其千圓ト云フモノハ賣リマシタ、賣ッタ

ゲマス

○橋本委員 能ク政府委員ハ外國ノ事

デ、個人ガ勝手ニ取ッタノデハナイ、ソ

ヲ例ニ御引キニナリマシテ、外國デハ

レヲ今度取ッタ國デ如何ニ處置スルカ

斯ウ云フ風ニナツテ居ル、ソレダカラ日

本モ斯ウ云フ風ニシナケレバナラヌト

云フ御話ガ度ミアリマスガ、私ハ船舶

ノ損害ニ對シテハ、ドウシテモ外國デ

ヤフタコトハ政府委員ノ御話ニナルコ

ト、達ツテ居ルヤウニ思フ、ドウモ疑ガ

解ケナイ、ソレデ日獨戰爭が始ツテ以來

法デ自由ニ決メ得ルノデアリマス、ソ

レデ日本ハ斯ウ云フ風ニシタ方ガ最モ

適當デアルト思ツテ案ヲ提出シタ次第

デアリマスト云フコトヲ度ミ申上グタ

積リデアリマス、決シテ外國ノ例ニ倣ツ

テ斯ウシタト云フコトハ申上グモシナ

イシ、又此案ヲ提出シタ理由デモアリ

○山川政府委員 只今ノ細カナ調査等

ハ何レ調ベマシタ上デアトデ申上グマ

ノデアリマスカ

トシテハ一種ノ事變デアツテ、西伯利ニ  
出兵ハ致シマシタガ、露西亞ト戰爭ヲ

シタノデモナイシ、又對獨條約ノ關係トハ全然別問題トシテ取扱ッテ居リマス、サウ認メテ居リマス

○佐々木委員 今ノ御答ニ依レバ、例  
ヘバ露國ノ政變ノ爲ニ直接日本人ガ被  
害ヲ被ツタ云フ事實ガアルト致セバ、

○山川政府委員 西伯利事變等ニ付テ  
ハ既ニ救恤ト云フ方針ヲ決シマシテ、  
政府トシテハ救恤ヲ致シテ居ルノデア  
リマス、幾ラデアリマシタカ一寸記憶  
致シマセヌガ、必要ナル程度ノ救恤ダ  
ケハ既ニ致シタノデアリマス

○佐々木委員 私ノ御尋致シマシタ趣  
旨ハ救恤デナクシテ、日本政府ヨリ損  
害ヲ要求スル、日本政府ヲ經テ露西亞  
ニ賠償ヲ迫ルカドウカト云フ場合ヲ  
ヘテ申上ゲタノデアリマス、此間ノ御  
答ニ依ルト戰事中ノ場合ハ賠償等ハ與  
ヘモシナイシ、要求モシナイ、併シ戰筆  
ニ非ザル事變デアリマスカラ、之ニ對  
シテハ、若シ事實露國ノ政變ノ爲ニ直  
接日本人ガ被害ヲ受ケタ者ガアル、サ  
メタ者ニ限ッテ矢張賠償ヲ露國ニ交渉  
シテ下サル御考デアリマスカ

○山川政府委員 西伯利事變ノ際ニ西  
伯利デ一種ノ損害ヲ被ッタ云フ者ニ

對シテ如何ニスルカト云フ御質問テ  
リマスガ、帝國臣民ノ損害等ニ付テ  
ハ、實ハ日露條約締結ノ際ニ於テモ、或

ル程度マデ露國ト話ヲ致シタノデアリ  
マスガ、之ニ對シテハ露國ノ方デモト  
本ニ對シテ反對ニ請求權ヲ持出シタト

云フ事實モアリマス、是ハ日本バカリ  
デハアリマセヌ、例ヘバズマト前ニ「ジ  
ネーヴ」デ列國ガ會議ヲ開イタ時ニ  
列國カラ露國ニ對シテ請求權、債權等  
ヲ持出シタラ、露國モ亦持出シテ、自八  
ハ列國ヨリモ何倍ト云フヤウナ請求權  
ヤ債權ヲ持ッテ居ルト云フコトヲ主張  
シタ事ガアルノデアリマス、ソレデロ  
露條約ノ規定トシテハ、サウ云フ問題  
ハ將來ノ解決ニ讓ルコトニナッテ居リ  
マス、是ハ列國共ニ解決シナケレバナ  
ラヌ、實際問題トシテハ餘程之ヲ實際  
化スルト云フコトガ非常ニ困難ナ問題  
デアリマス

ナリマスガ、是等ニ對シテ特ニ深甚ナル御同情ヲ拂ッテ戴キタイト思ヒマス

○山川政府委員 個人ガ外國ニ於テ或  
種ノ損害ヲ受ケタ場合ニハ、其國ニ於  
テ損害賠償ヲ受ケ得ル場合ガアルノデ  
或

アリマス、サウ云フ手段ヲ盡シテ、其對手國ノ方デ必要ナル方法ヲ與ヘナカッタトカ、或ハ惡意ヲ以テ色ミヤツタト云

ニ處云國マス、加ソ日張權分、寺守ノヨリ、  
フ場合ニ於テハ、國ト國トノ場合ニナシ  
ツテ參リマスガ、大體ハ個人ガ向フデ  
出來得ル手段ヲ取ッテ救濟ヲ求メルト  
云フコトガ原則デアリマス、日露ノ關  
係ニ於テモ純理カラ言ヘバ、サウ云  
フ議論モ立チマスガ、是等ノ問題ハ政府  
トシテハ何處迄ドウ云フ風ニスル、個  
人ノ受ケタ損害ヲ必ズ露國カラ取ッテ  
ヤラウト云フ問題ニマデハ觸レテ居ナ  
イノデアリマス、ソレデ將來ノ問題ニ  
付テ、日露間ニ今ノヤウナ約束ハシテ  
居リマスガ、今直ニ個人ニ對シテドウ  
スルト云フコトハ、此處デ申上ゲ兼ネ  
マス

○山口委員 一寸速記ヲ……  
○田中委員長 速記ヲ中止シ

○田中委員長 ソレデハ暫ク  
〔速記中止〕

午後四時一分休憩

○田中委員長 ソレ デハ 開會ス、理事ノ來栖七郎君ノ補闕木音藏君ガ理事ニ指名致シマ會議ニ付スペキ議案救恤法、法ヲ先づ決定致シタイ思ヒマ見ガアレバ……

○永田委員 大體質問モ終了デアリマスカラ、直ニ討論ニトヲ希望致シマス

○田中委員長 質問ハ是デ打論ニ入リマス、御意見ヲ承リマス

○永田委員 本案ハ對獨戰等受ケマシタル、邦人ノ被害ニテ今回幸ヒ財源ヲ得テ、之ニ恤ヲ貰フト云フコトデアリマスノ如キモ未ダ其緒ニ著イタアリマシテ、今後ニ於キマシ當ヲ得タ案ト思ヒマスガ、唯、收入ガアルカモ知レヌト云フイテ居ルヤウナ模様デアリマ案ノ通過ニ異議ハアリマセヌニ將來ニ於キマス「ドーズ」案依ツテ得ル所ノ收入ガアルナニ對シテ多少ノ期待ヲ有ツテ

デアリマス、故ニ原案ヲ承認スルト共ニ、茲ニ一ツノ附帶決議ヲ付ケテ置キ

タイト思ヒマス、其案ヲ朗讀致シマス、  
附帶決議「政府ハ『ドーズ』案實施後相

當期間ノ經過ニ鑑ミ獨逸國ヨリ收得ス  
ル賠償金ノ處理ニ關シ被害者ニ對スル

追加支出ニ付キ相當考慮ヲナスヲ當然  
ト認ム」皆サンノ御賛成ヲ得タイト思

ヒマス、尙之ニ付キマシテ政府ニ於テ  
此際御聲明ヲ下サイマスナラバ、一層

仕合デアルト思ツテ居リマス

○山口委員 私モ原案ノ通過ニ賛成致  
シマス、其理由ハ只今永田君ガ御述べ

ニナツタ通リデアリマシテ、ソレ以上ニ  
附加スル必要ヲ認メマセヌ、唯、永田君  
ヨリ御説明ニナリマシタ附帶決議ニ付

テハ誠ニ私共同感デゴザイマス、故ニ  
此附帶決議ニ對シマシテ併セテ賛成ノ  
意ヲ表シマス、切ニ原案ノ成立スルコ

トハ希フ次第デアリマス

○佐々木委員 私ハ本案ノ内容ニ付  
テ、政府當局ノ質疑應答ニ依ツテ認メマ  
シタ所ニ依ルト「ドーズ」案ノ如キ漸ク  
唯、出來タダケデアッテ、果シテ其案ニ  
依ツテ獨逸ガ將來支拂ヲ爲スカ否ヤ、ソ

レスラモ分ラナイ間ニ於テ制定サレタ  
所ノ案デアリマス、即チ入ルカ入ラヌ  
カ分ラナイ、取ッタモノヲ以テ救恤シテ  
ヤラウ、名ハ救恤デアルケレドモ實際

ハ賠償金デアリマス、ソレデアリマス  
カラ極メテ不完全ダト今デモ信ジテ居  
リマス、併ナガラ今附帶條件トシテ今

後取レル場合ニ於テ、政府ハ考慮スル、

マダ政府ノ御意見ハ承リマセヌケレド  
モ、果シテ政府ガ將來取り次第ニ此損害

ヲ受ケタ所ノ人ニ對シテ更ニ十分ノ同  
情ヲシテヤル、斯ウ云フ政府ノ御意見

デアリマスナラバ、已ムヲ得ズ私ハ贊  
成シマス、ソレデ此際政府ノ所見ヲ

成致シマス、ソレマシタ以上ハ、本案ニ  
賛成スルコトハ當然ト思ヒマス、直ニ可

成スルコトハ當然ト思ヒマス、直ニ可  
能ヒタイト思ヒマス

○永井政府委員 政府トシマシテハ此  
度提出致シマシタ救恤案ニ付テ、諸君  
ガ熱心ニ御審議下スツテ、之ニ賛成ノ意

ヲ表セラレマシタコトヲ甚ダ幸ニ存ジマ  
ス、ソレト同時ニ只今動議トシテ提出  
サレタ附帶決議ニ對シマシテ、諸君ノ

御説明ヲ承フタノデアリマスガ、政府ト  
致シマシテハ同盟及聯合國ト獨逸國ト

ノ平和條約第八編第一款第一附屬書ニ  
掲ゲラレテ居リマス、損害ヲ被リタル

帝國臣民ニ對スル救恤ニ付キマシテ  
ハ、今回ノ法律案ニ定メラレタモノハ  
外今後數年間「ドーズ」計畫施行ノ實績  
ヲ見マシタ上、更ニ考慮ヲ加ヘルコト

ト致シタイト思ヒマス

○永田委員 政府ノ聲明ヲ承リマシ  
テ、誠ニ安心ヲ致シマシタ、速ニ本案ヲ  
可決サレンコトヲ希望致シマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○田中委員長 御異議ナイヤウデアリ  
マス、採決ヲ致シマス、本案ニ賛成ノ諸

君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○田中委員長 全會一致可決セラレマ  
シタ、次ニ賠償金特別會計法廢止法律  
案、之ヲ議題ト致シマス

○永田委員 本案ハ前ニ可決致シマシ  
タ救恤金ト相關聯スル所ノ法律案デア  
リマス、故ニ既ニ此實體タル所ノ前案  
ガ可決セラレマシタ以上ハ、本案ニ賛  
成スルコトハ當然ト思ヒマス、直ニ可  
能ヒタ

決確定サレムコトヲ望ミマス

○田中委員長 然ラバ採決ヲ致シマ  
ス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマ  
ス

ス、本件ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマ  
ス

ス、本件ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマ  
ス

ガ、是ニテ散會致シマス

午後五時四十一分散會

○田中委員長 満場一致可決サレマシ  
テ

ガ、是ニテ散會致シマス

午後五時四十一分散會

〔賛成者起立〕

○田中委員長 満場一致可決サレマシ  
テ

ガ、是ニテ散會致シマス

午後五時四十一分散會

○田中委員長 満場一致可決サレマシ  
テ

ガ、是ニテ散會致シマス

午後五時四十一分散會

○田中委員長 満場一致可決サレマシ  
テ

ガ、是ニテ散會致シマス

大正十四年三月二十一日印刷

大正十四年三月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者

民文社